

令和4年 第10回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 10月28日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 山口 裕三	2番 松井 正一郎	3番 松崎 久範
5番 上野 光正	6番 坂元 洋子	7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志		

農地利用最適化推進委員

2番 坂本 実	3番 橋口 昌央	5番 永友 定己
6番 小嶋 秀樹	7番 坂本 幸	8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名
1番 橋口 卓史

5. 議事日程

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定(別記のとおり) |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第45号 農地移動適正化あっせん事業について |
| 第5 | 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第6 | 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第7 | 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について |
| 第8 | 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について |

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 兵藤 衣重 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは、ただいまから、令和4年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の1番橋口卓史推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、2番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日10月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

事務局でございます。総会資料の2の1のページを御覧ください。

まず10月の業務報告について、でございます。

11日に、西都児湯管内の農業委員会長・事務局長会議が開催をされております。

同じく 11 日に、高鍋町特別融資制度推進会議が開催をされました。

次が、13 日に、地域計画策定に係る市町村ヒアリングが行われております。

24 日、25 日までで、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が、福岡市で開催をされております。

10 月の総会関係になりますけど、24 日に現地調査を行いまして、本日 28 日が、総会となっております。

続きまして、資料中段になります。11 月の業務計画でございます。

2 日に、仮称になりますけど、宮崎県地域計画策定方針に関する説明会が開催をされます。

9 日に、高鍋町農業者年金受給者協議会会員交流会を開催いたします。

14 日に、常設審議委員会が開催をされます。本日の案件の分になるかと思えます。

同じく 14 日に、市町村農業委員会会長及び事務局長会議が開催をされます。

同じく 14 日から 17 日まで、非農地判断に伴う現地調査を同じ 2 の 1 ページの下に日程を書いておりますので、御自分の担当される地域で、都合が悪い場合は、調整をさせていただきますので、もう一人の委員さんと一緒に調整のうえ、事務局に申し出てください。よろしくお願いいたします。

21 日に、みやざき農業委員会女性ネットワーク第 2 回研修会が開催をされます。

同じ日の午後になりますけど、農業委員・農地利用最適化推進委員の県内の全体研修会が開催をされます。

先月の総会で案内した部分になります。

29 日に、高鍋町農業者年金受給者協議会の会員研修会を開催いたします。

11 月の総会関係になります。22 日が現地調査、28 日が総会を行う予定としております。

なお、総会の後には、高鍋町農業経営改善等対策会議、いわゆる認定審査会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

業務報告と計画については、以上です。

[事務局]

県進達経過報告を申し上げます。2－2ページをお開きください。

令和4年9月29日農業委員会総会承認分です。

農地法第4条の申請。申請人が〇〇〇〇さんの一般個人住宅用地の件。

農地法第5条の申請の分です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅用地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの土木工事用仮設事務用地及び資材置き場の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅用地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの貸店舗用地の件、10月6日付けで許可となっております。以上です。

3ページを御覧ください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は、〇〇〇〇、〇〇〇〇の2件で、御覧のとおりでございます。

1番につきましては、本日の議案第45号に関連しております。御確認をお願いします。以上です。

4ページを御覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の1件です。

本日の議案第49号に関連しております。御確認をお願いします。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから4ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第45号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5 ページをお開きください。議案第 4 5 号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和 4 年 1 0 月 5 日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 高鍋町大字○○字○○****番* 田 9 7 6 m²

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し 申し出

担当委員 6 番 小嶋 秀樹 推進委員

順番委員 8 番 宮越 美秋 推進委員

よろしくをお願いします。

日程番号 5、議案第 4 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。8 ページをお開きください。

議案第 4 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字○○字○○****番

登記地目 畑 現況 宅地 3, 1 3 3 m²

申請人 ○○○○

転用目的は、ブロイラー鶏舎及び管理棟用地です。

担当の松埼委員より御説明をお願いします。

〔議長〕

3 番。

〔3 番〕

3 番。説明します。10 ページを開いてもらえますか。申請地は、〇〇、それから東へ500mほど行ったところの左に入ったところにあります。

また、12 ページ見てもらえますか。ここには既に昭和59年12月に鶏舎が建てられており、鶏舎の1と2と3の一部が申請地に掛かっております。また、管理棟の一部も申請地に掛かっております。

汚水につきましてですけど、管理棟には浄化槽がありますが、それは鶏舎の1の横の側溝に排水を流すということで、1の鶏舎の側溝を通じて、1の青い四角で囲ってある、浸透枳に流すということです。

それと、鶏舎の洗い水は、1に関しては、青い浸透枳に側溝を通じて流すということです。2と3の鶏舎は新しく新設する排水の浸透枳ということで、2と3鶏舎がちょうどいいのです。側溝を介して、浸透枳に流すということです。

4と5も同じように鶏舎の洗い水を新設の4の南東の角に全部素掘りの浸透枳になります。そこに塩ビのパイプを通じて、浸透枳に入れる。その後、排水は申請地の所有者の山に流すということです。

排水溝に溜まった上水を山に流し、溜まった汚泥等は、鶏舎の西側に本人の畑があるんですけど、そこに撒いて、その後、ロータリーをかけて家庭菜園とかに利用するという事です。

雨水につきましては、鶏舎の屋根の部分を含めて、地下浸透で回りに土手があったりして、外への影響はないと考えております。

4と5の餌は少しだけ、外部に大雨のときに流れる可能性はあると思うんですけど、また、鶏舎の側溝が所々傷んでおり、今後修理をされるそうです。修理される予算として、塩ビ等も含めて〇〇〇〇円を計上されております。その分の預金通帳の残高も添付されておりました。説明は以上になります。よろしくお願いします。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、おおむね10ヘクタール規模の区域内にある農地で、第1種農地となりますが、鶏舎は農業用施設用地に当たるため、転用対象です。

本案件は、既に鶏舎が建っており、申請者の父親が昭和59年に申請地と隣接する宅地と山林に建設し、現在は申請者が使用しております。

一年後に親戚の青年にブロイラー経営を継承する計画で、権利関係を調査したところ、転用の許可を取っていないことがわかったという始末書が申請書に添付されております。

資料は9ページからで、11ページまでは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。11ページの公図を見ていただくと土地の位置関係がわかります。御確認ください。

鶏舎の洗い水と雨水の処理は、松崎委員の説明のとおりです。

浸透枳の大きさについては、「ブロイラー農場における衛生管理の取り組み事例」で示された1坪あたりの鶏舎の洗浄水量を参考に、枀の大きさを考えて計画されているため、問題はないと思われます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[5番]

はい。

[議長]

はい。どうぞ。

[5番]

素人っぽい質問で申し訳ないのですが、これ埋却地がいるのではなかったですか。

[事務局]

埋却地については、新設とか増設される場合の話なので、この案件には関係ないので必要ないです。要はその今から増頭とか増羽とかしていくときに当たっては、当然それに見合ったものをという話なので、極端な話言うと現状で既に確保していないといけないはずなので、今回の審議の中でどうのっていうところの案件には、そこはならないです。

[5 番]

それは見過ごしていいってわけですね。

[事務局]

見過ごすというか、管轄外なので、ものが言えないです。

[推進委員 3 番]

はい。すみません。当然、同じブロイラーをしていて、知っている人なのですけど、当然埋却地は用意してあります。

[5 番]

ほんと。

[推進委員 3 番]

はい。あります。

[議長]

ほかに何かありませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承

認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。13ページをお開きください。

議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 畑 ほか2筆

合計面積5,067㎡のうち転用面積35.011㎡

貸借権の設定です。

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、営農型太陽光発電事業です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい。2番。説明いたします。当案件は、貸渡人〇〇〇〇さんから、借受人〇〇の〇〇さんの農地の賃貸借の権利移転のための第5条による許可申請の案件です。

申請地は15ページをお開きください。この真ん中の道路が〇〇坂を上がって、〇〇へ到る〇〇線になります。15ページの一番左のページの隅っこに、〇〇がありますが、そこの脇の私道を入った奥に申請地があります。

内容は営農型太陽光発電施設、5,067㎡のうち、今回の場合は営農型であるために支柱部分の223本、面積に直しますと、35.011㎡となっています。

実は当社は、2019年の9月に〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏へ経営移譲がなされており、令和元年に既に事業を行っていましたが、3年の契約期間が切れることにより、引き続き事業を行うことを両社合意するために今回の申請に

なりました。

営農型のため、現状では料理の飾りで使用するハランが栽培されております。

周囲を遮光するために杉が植林されており、半分ほどで伐採されておりました。

ちなみにハランについてちょっと説明しますが、ハランの主産地は千葉県で、もともと大体畑に栽培される作物だそうです。畑に植えて、周りを遮光ネットで囲って作るそうなのですが、大体反当6, 600枚、どれくらいの売り上げなのか、それがちょっとわからないのですけど。

今回の場合、ハランは市場に出すのではなくて、〇〇〇〇氏自身が飲食店チェーンを20店ほど経営なさっているそうで、そこで自家使用するために植林をされたという話になっております。

雨水等とはもともと営農型のため、下は用地となっておりますので、自然浸透で、汚水等の発生は生じないと思っています。

現地調査いたしました、特に問題を見るようなところはなかったので、問題はなかろうかと思っておりますので、よろしく御審議をお願いします。以上です。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。松井委員も言われましたとおり、転用目的は、営農型太陽光発電事業です。営農型太陽光は、太陽光パネルを通常より高い位置に設置し、その下で営農をするものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール規模の区域内にある農地で、第1種農地となります。営農型太陽光は、第1種農地でも許可対象となっており、一時転用の期間が3年以内と決まっております。今回3年前の許可が切れるため、更新の申請となります。

資料は14ページからになります。14ページから16ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。17ページは土地利用計画図、18ページは太陽光発電施設の図面です。

すでに太陽光発電施設は設置済で、追加等の工事はありません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[7 番]

よろしいですか。

[議長]

はい。どうぞ。

[7 番]

この面積のところなのです。****番*、****番*と****番*とありますけど、674㎡のうちの2,041㎡と理解していいのですか。逆ですか。

[事務局]

2,041です。支柱の元がこのくらいのコンクリートになるので、この面積上ずっと220本を足した分が転用です。

[7 番]

わかりました。

[議長]

そのほかありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。19 ページをお開きください。

議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 宅地 現況 畑 ほか1筆 合計4,267.34㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、建売住宅及び通路です。

令和4年6月28日の総会で承認をされた案件の取消申請書が提出されております。

総会時に担当した坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番。説明します。この案件は、令和4年6月28日の総会で承認をされ、令和4年8月12日で許可を受けております。

その後、令和4年10月19日に許可処分の取消申請書と理由書が提出されております。

理由として、資金関係の理由と土地関係の理由があげられております。まず資金関係は、世界情勢の不安定化により、建築資材が高騰し、造成費用・水道管引込費用・建築費用が当初事業計画の〇〇〇〇円から、大幅に増額し、〇〇〇〇円以上の支出になることがあげられております。事業費が〇〇〇〇円超過することになります。

次に土地関係の理由が3つあげてあり、「1つ目は、計画時点では、掘り井戸があることがわからなかったが、転用許可後に敷地中央部に掘り井戸があるこ

とが判明し、土地販売において井戸があることはその区画は売れ残りの可能性があること。

2つ目は、埋蔵文化財包蔵地であることが、販売に影響はないと思われたが、土地の販売時に行う重要事項説明等で、売主の知り得た情報として、買主に説明する義務があり、一般の土地より不利な条件になると思われること。

3つ目は、土地の西側が低くなっており、盛土の必要があるため、再度詳細な現地調査を行ったところ、排水路の設置及び浄化槽の流出側の勾配を有効にするため、最深部で1.5mの盛土をする必要がある。一定以上の盛土を行うと地盤の不均等が起こり、地盤改良の必要性が増し、造成費用が増額することがあげられております。

「問題を抱えて着工し、途中で頓挫すれば関係者各位及び金融機関に迷惑を掛けることになり、会社の経営も立ち行かなくなる。事前計画時に地歴、土地の状況を詳しく調査し、世界情勢、将来の展望を含めて慎重に検討すべきであった」と書かれてありました。資金関係及び土地関係の理由より、許可処分の取消はやむを得ないと考えます。御審議をお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。許可後に本計画については確実な実効性が見込めないため、取消は妥当と考えます。なお、許可書の返戻も受けております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集

積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 5 2 4 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転でございます。

申請地は〇〇〇〇の前の県道〇〇線を〇〇方面に50 mほど、すぐ〇〇の横になるのですが、50 mほど行き、南に200 mほど行って、左側の農道を60 mほど行った左側に申請地はございます。現状はきれいに耕運されていきました。

〇〇〇〇さんは、早期水稻を中心とした、白菜、キャベツ、路地ズッキーニなどを栽培される認定農業者でございます。

5 2 4 m²に対して、対価は〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3 6 3 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

〔議長〕

推進委員 3 番。

〔推進委員 3 番〕

はい。3 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇の認定農家、〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転の申請です。

申請地は8月の総会でも報告しました、〇〇〇〇さんの以前のハウスがありました並びになります。場所は10号線〇〇交差点を南に4、500m進んだところから東に〇〇踏切方面に向かいます。次の交差点を北側に進んだところのハウス群に当たります。ハウスではアイコトマトが作付けされておりました。対価は〇〇〇〇円だそうです。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 8, 0 7 1 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。宮崎県農業振興公社から〇〇〇〇さんへの所有権移転の有償の申請です。

機構より一時貸付タイプを利用して賃貸契約をしていましたが、〇〇〇〇さんからの申し出により、購入期日を早めての所有権移転の申請となりました。

申請地は〇〇****番*、2, 2 3 0 m²、同じく****番*、3, 3 7 7 m²、同じく****番*、5 4 8 m²、さらに****番*、1, 9 1 6 m²で合計8, 0 7 1 m²になります。

場所は〇〇坂を上りきり、更に南に直線で2 0 0 mほど南に走ったところから東に入りまして、3 0 0 mほど進んだところにあるハウスでございます。

現在のハウス内は、〇〇や〇〇が栽培されていました。

対価は契約当初の金額で、〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21 ページをお開きください。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 612 m²

所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。宮崎県農業振興公社から〇〇〇〇さんへの所有権移転です。特例事業の一時貸付タイプを利用した貸付けをして、農業振興公社から貸借契約をしていた〇〇〇〇さんが作付けしていた農地です。

今回契約期間がきたので、契約金額で〇〇〇〇が購入するものです。

申請地は〇〇から〇〇線を西に約10 m先を右折し、〇〇の角を左折し、約200 m先に行った右側になります。農地は何も作付けはされていませんでした。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[7 番]

いいですか。

[議長]

はい。

[7 番]

金額は。

[推進委員 2 番]

調べていません。書いてあったと思うのですが。〇〇〇〇円です。

[議長]

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番から 7 番まで、7 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか4筆 9, 436 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への新規の利用権貸借でございます。

申請地はこの資料の順番がちょっと前後しますけども、3番目の〇〇の****番と〇〇の****番*と〇〇の****番*は、〇〇の集落の道路をくねくね上がっていくと、今はいませんけども、〇〇〇〇さん宅がございます。その周囲にその〇〇の3筆がございます。現状はブロッコリーが植えてありました。

残りと言いますか、2番目の〇〇の****番*、1, 689㎡なのですが、そこは〇〇〇〇さん宅の前の私道を西に150mほど行くと、T字路の突き当りの道路に入ります。そこを左に北側に50mほど進んでいって、右側を50mほど中に入っていくと、****番*の申請地がございます。そこも現状はブロッコリーが植えてありました。

また、先ほどT字路の突き当りのところから、一番上の****番*は300mほど行くと、〇〇のあるところなのですが、農道の交差点の十字路がございます。その右隣にこの申請地がございます。そこにも植えたばかりのブロッコリーが植えてありました。

〇〇〇〇さんは、この間、認定農業者の申請も出ていました。

代表の〇〇〇〇さんも高齢ではありますが、まだ元気でばりばりやっていける方だと思っております。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

次の2番から7番まで、6件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、「利用権の設定を受ける者」につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか7筆 4, 460 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った、利用権貸借でございます。耕作者は〇〇〇〇さんでございます。

申請地は〇〇の****番*、****番*、****番*は、〇〇の前の県道を東に50 mほど行くと、右に降りる農道がございます。そこを30 mほど降りると、道路すぐ右側にその3筆の申請地がございます。

現状は飼料稲が刈り取られた跡がそのまま残っていました。

22 ページの****番*、そこは水路を挟んですぐ、南側に申請地がございます。そこも飼料稲が植わってあったそうで、刈り取られて、そのままの状態でした。

残りの〇〇の****番*と****番*なのですが、耕作者の〇〇〇〇さんの精米所があるのですが、その農道を上がっていく道路の間を挟んで目の前に、三角な田んぼになっていましたけども、そこが申請地になっています。

現状はロータリーがかけられたかなという感じがありましたけども、少し草が生えていたような感じがあります。

期間は8年で、賃借料は10 a 当たり玄米で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 3, 276 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定になります。

申請地は〇〇から北に、約700m進んだ先の十字路を左折し、〇〇の〇〇橋を渡り、10mほど行った先の右側になります。農地は2筆ですが、1枚で〇〇が作付けされてありました。

契約期間は10年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか6筆 18, 745 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇〇との農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

申請地は先ほども言いましたが、〇〇〇〇から北に約500m先に行った、右側になります。農地的には7筆ですけども、1枚になっていました。農地的には作付けは何もされていない状態でした。

契約期間は10年で、使用料はありません。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 1,086㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに以前から相対による農地の賃借をしてきましたが、今回農地中間管理事業を活用しての申請を行うものです。

申請地は〇〇〇〇****番*、354㎡並びに****番*、732㎡、2枚で1,086㎡です。

場所は〇〇の駐車場中央門交差点道路西側の北側に位置します畑です。

一帯は現状、隣接する畑と1枚に整備された〇〇が植栽されておりました。

賃借期間は5年間で、小作料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25 ページをお開きください。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 761 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。

申請地は〇〇地区の〇〇の信号を東へ250 m行つた、〇〇〇〇さんの自宅の南側の農地です。耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、水田で、761 m²できれいにロータリーがかけてありました。

期間は10年間で、金額は無償ということです。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 3,972 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇〇〇の****番*は、〇〇から南東へ100m行ったところの町道南側の1, 555㎡の農地です。また、〇〇〇〇の****番と****番*は、〇〇から東へ100m行ったところの848㎡と428㎡の2筆の農地ですが、1枚に農地として整地してありました。

今までの3筆は、登記上は畑となっていますが、現状は田として利用されています。

最後の〇〇〇〇****番*は、先ほどの農地より南西へ60m行ったところの1, 141㎡の農地です。

今からの耕作者は〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは認定農業者ではありませんが、〇〇などで早期水稻や飼料稲を幅広く栽培されていて、現地を確認したところ、4筆とも周りの畦が草刈りされており、きれいにロータリーがしてありました。

なお、契約期間は10年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から7番まで、7件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から7番まで、7件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これもちまして、令和４年第１０回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

(閉会 １４時５８分)